

質問第一五八号

病院の安全に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年六月十二日

牧山ひろえ

参議院議長 江田 五月 殿

病院の安全に関する質問主意書

病院は多くの社会的使命を持った機関であると認識しているが、来院する患者が犯罪等に巻き込まれないよう安全を担保していくことは重要であると考ええる。

そこで、病院の安全に関しての認識及び取組について質問する。

一 本来、病院は患者の命を救うための機関であるにもかかわらず、病院内での人違い射殺事件など深刻な犯罪があとを絶たない。厚生労働省は平成十八年九月二十五日に「医療機関における安全管理体制」の通達を出すなどして、個別具体的な安全策を講ずるよう医療機関に指示しているが、提案に過ぎず義務ではない。

政府として、病院の安全を確保するため、具体的な対策を義務として講じるべきと考えるが、見解を示されたい。

二 病院内の安全を確保するためには、①外部からの来訪者が患者の書面による了解なしには病棟に入れないよう承諾書の制度を確立させる、②全ての出入り口に監視カメラ付きオートロック施錠装置を導入する、③これら全てを「昼夜を問わず」実行する。④職員に対して安全確保に関する教育を行う、その上で

⑤安全を確保するためのあらゆる対策を行うことが求められる。

政府として、病院の安全を確保するために具体的な対策と具体的な支援策を講ずる必要性があると考え
るが、認識を示されたい。

また、病院の安全を確保するためや、それらを義務化するための支援・助成を講ずる必要性があると思
えるか、認識を示されたい。

右質問する。